

開 会	(第71回 建築審査会の開催を宣言) (任期満了に伴う改選による委嘱各委員への辞令交付) (川西市副市長あいさつ) (平成19年度建築審査会構成員の紹介) (本日の審査会は、5名の委員の出席があり、会議は成立することを報告)
事務局	本日の審査会は、議題といたしまして、「会長と会長代理の選出について」であります。 (議案第1号 池田委員を会長に高尾委員を会長代理に選出) (会長の就任のあいさつ) (会長代理の就任のあいさつ) それでは、報告案件について、説明をお願いします。
議 長	(報告第35号から第38号について、説明をする。)
事務局	報告第35号から第38号の説明について、ご質問はありますか。
議 長	報告第35号ですが、申請地北の白く色分けのない通路は道ではないのですか。
委 員	白い通路部分は、申請地の北東部に位置する建物の専用通路です。
事務局	報告第35号の「道路」、「道・空地」の関係はどのようになっていますか。
委 員	先ず、北に位置する道・空地は、西から、桃色の「法42条2項道路」、橙色の「道・空地」へとつながっています。 次に、その桃色の「法42条2項道路」は、交差点状の角までです。橙色の「道・空地」は、それつななり東へ交差点内の横断溝までです。 その、交差点状の「道・空地」に接することを法43条ただし書き許可の対象としています。 参考までに、「道・空地」の東は、申請地の北東部に位置する建物の専用通路です。
	桃色の「法42条2項道路」は、申請地まで届いていないのですか。
委 員	はい。
事務局	白い「専用通路」は、申請地所有者の所有はないのですか。
委 員	申請者所有地ではありません。

事務局 道形態を呈するのですが、建築物の専用通路であり、ただし書きの「道・空地」には使えないということです。
今回は、交差点部分が「道・空地」として扱える部分です。

接道幅は、3.7mですか。

委員 はい。

事務局 専用通路部分も後退が必要ですか。

委員 いいえ。「道路」、「道・空地」ではなく後退を要しません。
また、この部分は幅員が4m以上あり後退を要しません。

事務局 配置図上2.0mと記載された部分は後退を意味するのではないのですか。

委員 専用通路の幅2.0mを示すものです。

事務局 その専用通路は、道路形態を呈しているようですが何か経過があるのですか。

委員 かつて、位置指定道路の築造の手順を踏む経過がありましたが、権利者の整理ができず、結果として申請地北東敷地の専用通路となっています。

事務局 報告第36号は、未舗装ですが、確認、法43条許可に条件ありませんか。

委員 空間確保の必要があります。

事務局 側溝整備はどうなるのですか。

委員 申請地前面に道路側溝を整備し、西側にある既設雨水管に接続します。

事務局 報告第37号は、申請地東の土地は他人地ですか。

委員 元々同一敷地ですが、今回計画にあたり、土地利用に必要な部分のみで計画するものです。

事務局 また、利用地上には都市計画道路があり、それも関係しているようです。

残地には計画はないのですか。

委員 現在の段階では計画がないと聞いています。

事務局 他にご質問はありませんか。

議長 (委員より特に質疑なし)

特に無いようですので、報告第35号から第38号について、報告を了承したといたします。

(「了承」)

他に事務局で何かありませんか。

議 長 先ず、審査会の開催予定ですが、月の第3水曜日、午後4時からの開催を予定し、案件があれば予め開催案内をさせていただきます。

事務局 次に、平成19年度建築審査会委員名簿のとおり、各委員で連絡事項があれば活用して下さい。

また、猪名川上流広域ごみ処理施設組合のごみ処理施設の不服申立について、4月末に高裁にて「棄却」されました。原告は更に上告しました。今後この審査会にも報告させていただきます。

さらに、県下審査会長会議が9月、高砂市にて予定されていますので、会長の出席を予定していますので、ご報告させていただきます。

(本日の議事録の署名委員の確認)

議 長 6月は休会とします。7月については、予めご連絡をさしあげますので、よろしくをお願いします。

事務局

以上で本日の審査会は終了いたします。

議 長

閉会 午後4時45分